

やわらか 3D 共創コンソーシアム 運営会則 (2019 年 4 月改正案)

(名称)

第 1 条 本コンソーシアムは、やわらか 3D 共創コンソーシアム(以下「本コンソーシアム」)と称する。英文名は“Soft 3D Co-creation Consortium”とする。

(趣旨・目的)

第 2 条 本コンソーシアムは、3D造形技術を活用し、アイデアづくりとそれを実際に形にするための“場”の提供を目的とする。

(事業内容)

第 3 条 本コンソーシアムは、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業（以下「本事業」という。）を行う。

- 一 公開シンポジウムの開催
- 二 分野別の部会ごとのセミナー/勉強会の実施
- 三 3D プリンティングに精通したエンジニア人材の育成
- 四 高校生向けのワークショップなど、未来のものづくり人材育成

(会員)

第 4 条 会員とは、本コンソーシアムの趣旨に賛同し、本会に参加して本事業の推進を図る者であって、次条第 1 項に基づき本コンソーシアムへの入会を承認された者をいう。

(会員の入退会等)

第 5 条 本コンソーシアムに会員として入会を希望する者は、所定の申込書を第 7 条第 1 項第一号に規定する会長（以下「会長」という。）あてに提出するものとし、会長の承認により入会を決定するものとする。

2 会員が退会しようとするときは、その理由を付した退会届を会長あてに提出し、当該退会届を受理した会長は、これを承認するものとする。この場合、第 6 条第 2 項に基づき退会以前に納付した会費及び臨時費は返還されない。また、会費及び臨時費の未納又は不足の場合にはこれを完納しなければならない。

3 会員は、所定の申込書に記載された会員名、住所、代表者名、その他、本コンソーシ

アムが定める事項に変更があったときは、速やかにその旨を会長あてに届け出るものとする。

- 4 会員が次のいずれかに該当するものと認められるとき、会長は当該会員と協議の上、必要な場合は運営委員会（世話人会）の議決を経て、会長がこれを除名することができる。
 - 一 会費及び臨時費の滞納があるとき
 - 二 本コンソーシアムの名誉を傷つける行為のあったとき
 - 三 本会則を遵守せず、催告期間を定めた後においてもな善されないとき

（会員の権利・義務）

第6条 会員は次の各号の権利を有する。

- 一 総会への参加
 - 二 公開シンポジウムへの参加
 - 三 部会への参加
 - 四 その他会長が定めるもの
- 2 会員は、次の各号の義務を負う。
- 一 会員は、別途定める会費を負担するものとする。
 - 二 会員は、第12条第2項の規定に基づき、総会で臨時費の徴収が議決された場合、それを負担するものとする。
 - 三 会員は、本コンソーシアムの定める規約その他本コンソーシアムの運営に係る諸規程及び総会又は運営委員会（世話人会）の議決を遵守し、本コンソーシアムの目的を達成するため本事業に協力するものとする。

（世話人）

第7条 本コンソーシアムに、次に掲げる世話人を置く。

- 一 会長一名 総会にて決定する。
 - 二 世話人若干名 会長が指名した者とする。
- 2 会長は、本コンソーシアムを代表し、本コンソーシアムを統括する。
- 3 世話人は、会長を補佐する。
- 4 会長が欠けたとき又は事故のあるときは、会長があらかじめ指名した世話人がその職務を代行する。
- 5 世話人の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(総会)

第8条 総会は原則として毎年度1回開催し、会長が召集する。

2 総会の議長は、会長が務める。

3 総会は、運営委員会（世話人会）が提出する議案のほか、本コンソーシアムの運営に関する事項を決議する。

4 総会は議決権を有する会員の過半数以上の出席をもって成立し、出席者の過半数の賛成で決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

5 議決権を有する会員のうち、総会に出席することができない者は、予め書面をもって他の議決権を有する会員に委任することにより、当該委任した会員と同一に議決権を行使することができる。

(臨時総会)

第9条 次条に規定する運営委員会（世話人会）は、必要があると認めるときは、臨時総会開催を決議することができる。

(運営委員会（世話人会）)

第10条 本コンソーシアムの運営を円滑に行うために、本コンソーシアムに運営委員会（世話人会）を置く。

2 運営委員会（世話人会）は、会長及び世話人から構成される。

3 運営委員会（世話人会）の委員長は、会長が務める。

4 運営委員会（世話人会）は、総会に議案を提出する。

5 運営委員会（世話人会）は、総会より委任された事項の決定を行う。

6 運営委員会（世話人会）は、新規に部会を設立する際の承認を行う。

7 運営委員会（世話人会）の事務は、次条に規定する事務局が行う。

(事務局)

第11条 本コンソーシアムの事務局は、山形大学国際事業化研究センターに置く。

2 事務局は、会長が指名した事務局長及び山形大学国際事業化研究センターに所属する職員が務めることとする。

(運営費)

第12条 本コンソーシアムの運営費は、会員からの会費をもって充てる。

2 本コンソーシアムにおいて、特別の事業を行なおうとする場合には、運営委員会（世話人会）で評議し総会で議決のうえ会員から臨時費を徴収することができる。

（会員外への秘匿を希望する情報の取扱い）

第13条 本事業において、会員が会員外への秘匿を希望するものとして特定する情報を開示しようとする場合、当該開示に係る会員間において、別途秘密保持契約等の契約を締結し当該開示情報の取り扱いを定めることを原則とする。

（知的財産権の留保及びその取扱い）

第14条 本事業において、会員が行う情報の開示は、明示黙示を問わず、当該情報にかかる特許権、実用新案権、商標権、意匠権、著作権、ノウハウ、その他の知的財産権についての使用权、実施権若しくはライセンスの許諾若しくは設定又は譲渡を意味するものではない。

（解散）

第15条 本コンソーシアムの解散は、本コンソーシアムの運営が困難となった場合、運営委員会（世話人会）及び総会の議決を経て会長がこれを行うものとする。

（会則の改廃等）

第16条 本会則の改廃については、総会の議決を経て定める。

（設置期間）

第17条 本コンソーシアムの設置期間は、平成33年3月31日までとする。ただし、総会において事業継続が議決された場合、引き続き1年間延長し、以後も同様とする。

附 則

この会則は、平成30年4月6日から施行する。

この会則は、平成31年4月6日から改正施行する。